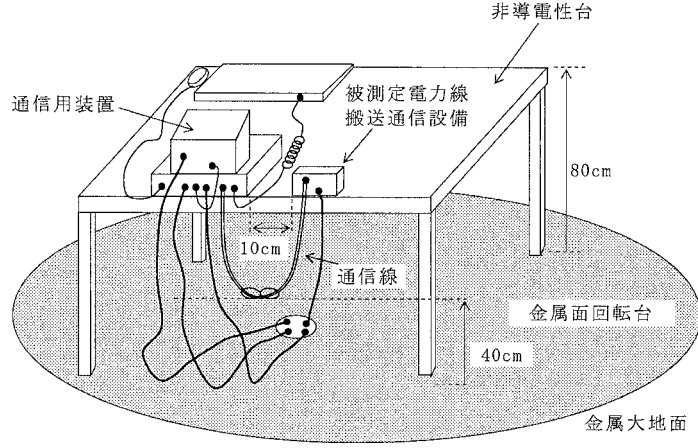


別図第六号 被測定電力線搬送通信設備等の配置



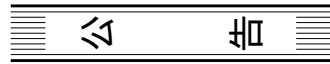
○総務省告示第五五二一十一号  
無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第五十九条第一項ただし書の規定に基づき、周波数の範囲等を適用しない通信設備を次のように定める。

なお、平成十六年総務省告示第八十七号(無線設備規則第五十九条第一項ただし書及び第六十条ただし書の規定に基づき、技術基準を適用しない通信設備を定める件)は廃止する。

平成十八年十月四日 総務大臣 菅 義偉

一 電力線搬送通信設備  
漏えい電界強度の低減技術の検証その他の実験を行う電力線搬送通信設備であつて、使用する周波数が2MHzから30MHzまでのもの

二 誘導式通信設備  
トンネル内、地下街その他壁で囲まれた建築物の内部であつて、他に混信を与えない場所において、公衆によつて直接受信されることを目的として、放送を受信してこれを再送信する業務又はその業務と併せて災害若しくは事故の防止、復旧若しくは救済若しくは円滑な交通の確保に関する事項を内容とする音声その他の音響を送信する業務を行うために設置する誘導式通信設備であつて、使用する周波数が5.16・5.17kHzから1.606・5.17kHzまで、1.610kHz又は1.619kHzのもの



諸事項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成18年(フ)第610号

茨城県東茨城郡茨城町大字下石崎1102番地  
債務者 有限会社海老澤商会  
代表者取締役 海老澤たけ

- 1 決定年月日時 平成18年9月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石橋 真一
- 4 破産債権の届出期間 平成18年10月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成18年12月13日午前11時50分

水戸地方裁判所

平成18年(フ)第687号

埼玉県吉川市大字保432番地8  
債務者 吉川ステンレス有限公司  
代表者代表取締役 小林 重治

- 1 決定年月日時 平成18年9月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山越 悟
- 4 破産債権の届出期間 平成18年10月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成18年12月8日午前10時45分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成18年(フ)第17685号

東京都新宿区西新宿6丁目12番7号  
債務者 株式会社旧療術学院  
代表者代表取締役 森 定男

- 1 決定年月日時 平成18年9月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野村 憲弘
- 4 破産債権の届出期間 平成18年10月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成18年12月26日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成18年(フ)第579号

静岡県沼津市真砂町25番地の3  
債務者 株式会社鈴木設計装備  
代表者代表取締役 鈴木 克巳

- 1 決定年月日時 平成18年9月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梅田 欣一
- 4 破産債権の届出期間 平成18年10月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成18年12月6日午前10時

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成18年(フ)第602号

静岡県駿東郡小山町須走259番地  
債務者 有限会社オリエンタル商会  
代表者代表取締役 米山 三郎

- 1 決定年月日時 平成18年9月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白井 正人
- 4 破産債権の届出期間 平成18年10月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成18年11月22日午前10時30分

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成18年(フ)第526号

静岡県浜松市高林3丁目13番10号  
債務者 大教株式会社  
代表者代表取締役 大坪 敬佳

- 1 決定年月日時 平成18年9月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田畑 知久
- 4 破産債権の届出期間 平成18年10月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成18年12月6日午後2時

静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成18年(フ)第8234号

大阪市西区南堀江4丁目16番9号  
債務者 株式会社魚海  
代表者代表取締役 山海 明夫

- 1 決定年月日時 平成18年9月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宇仁 美咲
- 4 破産債権の届出期間 平成18年10月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成18年12月21日午後3時

大阪地方裁判所第6民事部

平成18年(フ)第8383号

大阪市淀川区十八条2丁目10番3号  
債務者 有限会社デリカシヨツブナカヤ  
代表者取締役 中村 清美

- 1 決定年月日時 平成18年9月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 楠山 宏
- 4 破産債権の届出期間 平成18年10月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成18年12月25日午後3時

大阪地方裁判所第6民事部

平成18年(フ)第657号

静岡県藤枝市下藪田72番地の2  
債務者 株式会社イシマック  
代表者代表取締役 石間美知子

- 1 決定年月日時 平成18年9月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福田 敬弘
- 4 破産債権の届出期間 平成18年10月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成18年12月25日午前10時

静岡地方裁判所民事第2部